

後期高齢者医療保険に加入しているみなさんへ

後期高齢者医療保険料について

保険料は、被保険者のみなさんに均等に負担していただく「均等割額」と、所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して個人ごとに決まります。均等割額と所得割額は各都道府県の広域連合で2年ごとに設定されます。

*平成26年度の保険料

均等割額	42,960円
所得割額	住民税基礎控除(33万円)後の総所得金額に8.56%を乗じた額

- ※保険料限度額は一人あたり年額57万円です。
- ※所得の少ない方や後期高齢者医療保険に加入する前日に被用者保険(社会保険・共済組合・健保組合)の被保険者であった方は軽減措置が受けられます。
- ※平成26年度の保険料は平成25年中の所得に基づいて計算し、通知書は7月末までにお送りします。

短期被保険者証について

特別な理由がなく保険料を滞納したままの方は、通常の被保険者証より有効期間の短いものが交付されます。交付の際には納付方法の相談を行います。保険料は期間内にきちんと納めましょう。

一部負担金等免除証明書について

現在お使いの免除証明書の有効期限は7月31日です。8月1日から平成27年3月31日まで有効の免除証明書は、要件を満たしている方へ7月末までに送付します。

後期高齢者医療制度被保険者証について

現在お使いの被保険者証(オレンジ色)の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(ミドリ色)は7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。有効期限切れのものは8月1日以降に返却してください(郵送可)。

※被保険者証は転送不可の簡易書留で郵送するため、都合により住民登録を変更せずに転居されている方は、被保険者証が届かない場合があります。保険年金課医療係まで送付先のご住所をお知らせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証について

現在お使いの認定証の有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き要件(住民税非課税)を満たしている方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

※同じ医療機関での一月の窓口支払いを一定の金額でとどめられ、入院・外来の診療とも適用になります。認定証をお持ちでない方で要件(住民税非課税)を満たしている方が交付を受けるには申請が必要です。

申請に必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②印鑑



問 保険年金課医療係 ☎364-1111 (内線275・223)
宮城県後期高齢者医療広域連合 ☎266-1021、266-1026

国民健康保険に加入しているみなさんへ

国民健康保険限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新について

現在お使いの「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日です。

8月以降も引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。更新の受付は7月28日(月)からです。

手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証
- ②高齢受給者証(70~75歳未満の方)
- ③旧認定証
- ④印鑑

※「限度額適用認定証・標準負担額減額認定証」の発行には、世帯主と国民健康保険に加入している方全員の所得の申告が必要です。申告がお済みでない場合、正しい区分での発行ができない場合があります。

国民健康保険高齢受給者証の更新について

現在お使いの高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は7月末までにお送りしますので、8月1日からお使いください。また、一部負担金(窓口での支払金額)の割合が前年の所得などにより変更になる場合もありますので、ご確認ください。

※社会保険などにご加入の方は、事業所または保険者へお問い合わせください。

一部負担金等免除証明書について

現在お使いの免除証明書の有効期限は7月31日です。8月1日から平成27年3月31日まで有効の免除証明書は、要件を満たしている方へ7月末までにお送りします。

ご不明な点はお問い合わせください。



問 保険年金課給付年金係 ☎364-1111 (内線224・242)